

平成 30 年度

事業計画書

第 3 号議案一（1） 法人本部

◎障害福祉事業

第 3 号議案一（2） 相談支援 地域生活支援センターあ・うん

—（3） 就労支援 今福事業所

—（4） 就労支援 つむぎ館

—（5） 就労支援 **Kawasemi**・座座

—（6） 就労支援 創奏

第 3 号議案一（7） 生活介護 庵

—（8） 生活介護 げんげん

第 3 号議案一（9） 児童発達・放課後デイ 伝

第 3 号議案一（10） ①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④移動支援
ホームヘルプセンターとことこっと

第 3 号議案一（11） 短期入所 添

◎介護保険事業

第 4 号議案一（1） 訪問介護 ホームヘルプセンターとことこっと
計画内容は第 5 号議案に含む

第 4 号議案一（2） 地域密着型通所介護 いま福の家

◎公益事業

第 5 号議案 居宅介護支援事業 地域生活支援センターあ・うん

第 5 号議案 大阪市就業・生活支援センター 北部センター

第 5 号議案 地域生活サポート事業（下宿屋）

社会福祉法人 そうそうの杜

平成 30 年 3 月 21 日

【 本部 】 …全体

I はじめに

今年度は、無認可事業からスタートして23年目・法人設立14年目を迎える。一定の歴史というか年限が経るにつれていろいろな意味で大きく様変わりする時期が到来してきている。その意味では、今後の法人の将来を見通す意味で大きな試金石となる1年である。

一方、利用希望者が少なくなっているため、新たな利用者の確保も意識していかなければならないが、事業者が乱立気味の昨今の障害福祉サービスの状況を考慮すると今後も厳しい状況には変わらない。

そのためには、現在の利用者の利用頻度を高めていくことを打開策として考えていかなければならない。前年度は、日中活動の定員が140名に対し、登録者が174名(30年3月時点) 大体の平均利用が115名から125名くらいの間で行き来している。約83%の利用率であり、90%くらいまで利用率が上げようとしていかなければならない。そのためには利用者の想いや要望をしっかりと受け止めて丁寧な支援を心がけていかなければならない。

このような前提で、今年度は法人全体の再構成や利用者主体の事業体系(障害の重度化・高齢化への対応)の在り方の模索など様々な面から改革の年と位置付けて取り組んでいかなければならない。

更に、別な視点から見てみると

①鳴野地域では、しぎの あ・うんの杜、杜のおかしや、杜の交差点を南鳴野商店街に展開することで、地域福祉を視野に入れ

た(社会福祉法人の地域貢献的役割を担う)活動の充実。

②利用者が、障害福祉サービスの対象から介護保険サービスの利用に移行していく中でスムーズな移行と今までにあまり意識してこなかった高齢者の課題(認知症や尚且つ知的障害者の認知症等)新たな課題に対応していかなければならない。

今年度の法人全体の動きでは、以下の計画が目白押しになっている。

1. しぎの あ・うんの杜建設(3階建て・8月中旬完成予定)

法人本部(2階)杜の Shokudo(1階 就労支援A型事業)伝(3階 児童発達支援・放課後デイ事業)

2. 事業体系の変更

創奏を就労継続支援B型事業→生活介護(作業型)6月1日予定

3. 地域密着型通所介護 いま福の家事業開始(5月1日)

4. 大阪市就労・生活支援センター(北部センター)の移転(4月1日)

4月から今までの今福事業所に併設していた事業を地域生活支援センター

あ・うんに移転、しぎの あ・うんの杜の完成後は再度移転。

5. 地域生活サポート事業(公益事業)の開始(4月1日)

6. 地域活性化プロジェクト計画(4月より)

7. 伝の移転に伴うげんげんの移転(9月1日～)

1. しぎの あ・うんの杜建設 3階建て
8月中旬完成予定

法人本部 (2階) 杜の Shokudo (1階 就労支援 A型事業) 伝 (3階)

平成 28 年に現在の土地を購入したものの様々問題が生じ、この 3 月によりやく整理ができて着工した経過であった。

.....

2. 事業体系の変更

創奏を就労継続支援 B 型事業→生活介護 (作業型)

前段で述べたように、就労系事業所利用者の高齢化に伴う日中活動の在り方を考えるスタートとして、元々の無認可作業所として出発した法人の原点である「創奏」を改革の第 1 歩として就労継続支援から生活

.....

3. 地域密着型通所介護 いま福の家 (定員 10 名) 事業開始 (5 月 1 日)

前段の②で述べたように、今後明らかに増加していく利用者の高齢化に向けた取り組みのスタートとなる。

制度的には、障害者施策から介護保険に移行する 65 歳がポイントになるが、特に知的障害を伴う障害者に働き続けることを強いてきた反省に立って 60 歳や 65 歳など節目の時期を迎えたら作業だけでなく、老後に向け充実した時間が過ごせることも選んでいけるような日中活動の場も必要であることから、今年度から新たに事業を開始する。

また、今年度からの報酬改定の議論の中で共生型の事業と考え方が示され介護保険施策と障害者施策の合流がなされた。今ま

この間、副次的な効果として南鳴野商店街を中心として地域 (城東小学校下) との関係において問題が生じる度に地域と相談をしてきた経過が有るので、そのために関係が近くなったことは幸いであった。

8 月中旬の完成をめざし、8 月そうそうに本部移転、杜の Shokudo と伝は 9 月 1 日の事業開始を目指していく。

介護へと変更を行う。

基本的には、作業型の生活介護であるが日中活動を作業ばかりではなく、のんびりと余暇を楽しみながら「暮らし」の幅を拡げる取り組みを模索していくために、今年度から変更することにした。

で障害福祉サービスの利用者が 65 歳になり、強制的に介護保険への移行が求められたときに生じる問題があった。

①自己負担の問題

②障害者施策を利用していた人が、新たに通所介護 (介護保険) の枠組みで様々な障害特性に対応していくには非常な無理があり利用者自身が今までの慣れ親しんだ環境での利用を希望することが多い。

③介護保険は、障害福祉サービスに較べ多様な利用の仕方には限界がある。

このような施策の流れを先取りするために、法人としては 2 年前から介護保険事業の必要性の中で動いてきた経緯があり、や

や手遅れの感は否めないが、ようやく共生型という枠組みが示されたことは一定の評価はできる。今後は、ある程度摺合せができてどのような使い勝手になるかを見極めていかなければならない。

また、制度の設計の問題とは別に利用者目線に立って考えると早急に解決すべき課

題が多くあるので、法人としてはいち早く試行してきた地域密着型通所介護（10名定員）を5月より立ち上げることにした。

この事業を展開していく中で障害者総合支援法の見直しの中で示された共生型への転換も含めて検討していきたい。

◎参考 利用者の平均年齢 60歳以上の利用者

庵	28人	50.3歳	10人	(60代6人 70代3人 80代1人)
げんげん	24人	37歳	4人	(60代4人)
創奏	15人	41歳	4人	(60代3人 70代1人)
つむぎ館	20人	46.1歳	4人	(60代2人 70代2人)
Kawasemi	16人	32.4歳	無	
座座	11人	36.5歳	無	
今福	30人	31.6歳	1人	(60代1人)

60歳以上合計 23人 (60代16人 70代6人 80代1人)

(居宅介護・訪問介護利用者で日中利用の無い人は省略)

4. 支援体制枠組みの変更

今年度は、利用者の年齢等を考慮して各部署の利用者の編成を根本的に変えることにした。理由は、

- ・高齢化の問題
- ・障害の特性に合わせた日中活動の利用
- ・将来を目指した就労体系の模索
- ・部署のスタッフの配置を利用者の数のバランスの調整等である。

29年度中に、日中活動の利用者全員を年齢、今後のニーズ、障害特性等を考慮して組み

替え、利用者家族に周知、了解を得次第、6月末位を目途に新しい体制で実施していく。

また、日中活動に関しては、すべての事業所で年間利用日数を月ごとのカウントではなく、年間を通して全体で調整。各月の利用日数を平均化していくことで、利用者に分かりやすく年間スケジュールを設定した月の収入が安定的に計算できるように仕組みを変えた。

5. 平成30年の障害福祉サービス3年見直しの報酬改定に伴い新しい事業も加えられた。その中で法人として積極的に取り組んでいくべき新たな事業を3つ開始するこ

とにした。

まだ、具体的な申請の段取りなどの手続きが不明な点が多いので状況を把握次第、早急に事業を開始したい。

①就労定着支援事業の事業開始

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上のニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間に渡り行う。

②自立生活援助事業の事業開始

前年度、地域生活援助事業（GH）を3月末で廃止した。そのために新たに居宅介護等の事業で補っていくのだが、一般相談支援事業（地域定着支援）も絡めていかなければならない。この地域定着支援と新たな自立生活援助事業との併用はできないのでそれぞれの事業の利点を生かしながら、棲み分けしていくことで資金的にはグループホーム事業の報酬をクリアできるようにしていかなければならない。

自立生活援助事業は、今後の地域生活を支援していく上では重要なポイントになってくるので独自に進めてきた地域生活を充実させていくようにしていかなければならない。

ア 定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問

イ 相談対応等の方法による障害者等に係る状況の把握

ウ 必要な情報の提供及び助言並びに相談

エ 関係機関（計画相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、医療機関等）との連絡調整

オ その他の障害者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助

③居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の為に外出することが著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会を障害児の居宅を訪問して提供する事業

現在、伝への相談はないので緊急性はないが、医療的ケアを含む重症心身障害児等への在宅支援は、今後も必要性が高くなっていくのでその準備も兼ねて事業申請しておく。

.....

II 障害福祉サービス

1. 相談支援

障害者総合支援法が定着していく中で、少しずつではあるが相談支援の果たす役割が重要になってきている。

ただし、本来のケアマネジメントの在り方とは違って介護保険のケアマネージャーに近い給付管理に近いような役割を求められるようになってくるのではなかろうか？本来のケアマネジメントとは異質のものになってきているのではないだろうかと思わ

ざるを得ない。

報酬単価の見直しについては、今年度からは、新たに1人の相談支援専門員が担当できる人数を35人と示された。

計画の単価を下げ、モニタリングにも制限をかけたたり、いろいろな形で相談支援をやって初めて報酬が少し上がる計算になっている。

.....

2. 就労関係

全体の枠組みの中で示したように、就労関係事業所の再編成を行い、創奏を生活介護に変更する。

今福事業所は、就労移行があり、平均年齢も比較的若いことから就職を目指していくか。工賃を高くして仕事に邁進する場として位置付け、座座とつむぎ館については、それぞれの認知特性や障害状況や年齢に合わせて場面設定をした上で働く場として位置付ける。

就労関係の課題としては、工賃を上げるために作業の受注量を増やす、作業をこなすためにスタッフもあたふたとする。結果スタッフが利用者ときっちり向き合うことができず

ケースの状況が見えないまま毎日を送っているだけになっている。

今年度の課題は、スタッフの質の向上と少し余裕を持った支援にしていけるように考えていきたい。

座座・つむぎ館に関しては、個人的な課題や余暇の支援を念頭に入れながら1日の生活が豊かに考えるようにしていきたい。

また、今福事業所の就労移行や大阪市就業・生活支援センターの利用者の利用者に

.....

3. 日中活動

生活介護が現在の庵・げんげんの2か所から創奏を含めて3か所になる。

従来からの棲み分けは、庵が身体障害を中心とした中途障害を含む単一障害者や重症心身障害者等。

げんげんが、知的障害の重い人や重症心

関しては、今まで製造業を中心とした就職前訓練を行ってきたので、事務職等の希望に関しての拡がりが無かった、そのために就職の幅が狭かったが、今年度から座学を取り入れ就職前プログラムの充実を図り、面接や企業の中でのSST等の取り組みを実施し充実を図る。

Kawasemiは、8月にあ・うんの杜が完成するのでスタッフや利用者の募集を開始しなければならないが、純粋にA型事業に求められている条件等を含めてA型事業として事業展開をしていくのか。A型とB型の多機能でいくのか7月くらいまでに検討していきたい。(勿論、B型事業であっても最低賃金は保証していく予定)

また、前年度から接客マナー等の向上を目指し外部講師を導入したので今年度も更に充実していきたい。

身障害で身体障害は軽度の人を対象してきた。

今年度新たにスタートする創奏は、6月1日から生活介護への変更を行う予定であるが、対象者は、知的障害のある人で、今まで作業中心の事業の中で支援を受けていた

人たちが老後の人生を見越した形で作業活動も行っていくが、それ以外の趣味的な生

活や老後に向けた生活の作り方を一緒に考えていく場にしていく。

.....

4. 児童福祉

児童発達支援・放課後デイに関しては、本部の移転に付随して8月に蒲生地区から鳴野へ移転する。

法人としても、他の事業所との差別化(特色を出す)ことが求められるとは思いますが、じっくりと取り組む療育は、短期的な目の成果を競うものではないし児童の長い将来を見越したうえでの療育が求められると思うので、この観点で伝の独自性を発揮していかなければならない。

事業内容については、今回の改正の中で資格要件が厳しくなっていることが挙げられるが、未だに乱立気味の放課後デイには大きなメスが入ったというような内容ではなかった。

.....

5. 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援

ホームヘルプ事業は、家事援助がほとんど介護保険に近づけられたようで時間単位も短くなっている。毎年述べていることだが、そうそうの杜では知的障害の有る人の地域生活が圧倒的に多い中で、障害状況によっては身体介護は勿論重要ではあるが、身体介護を必要としない知的障害の有る人たちにとっては、エンパワメントしていく過程では家事援助の役割りは非常に重要であるにも関わらず、居宅介護の中であまりにも軽んじられているような気がしてならない。というより介護保険や障害者総合支援法等の制度枠の中での考え方が非常に偏っており、必要性を訴えていかなければならない。

今回の報酬改定で、とことこつとに影響が多いのは同行援護の身体介護あり(視覚障害者)が身体介護なしに統一されたために視覚障害者の利用の多いとことこつとについては大きなダメージである。

今回の報酬改定においては、全身性障害者の入院時コミュニケーション支援や新人ヘルパーの同行支援が認められたり、前進が見受けられることも多い。

とことこつとにおいては、前年度から居宅介護の実績を重度訪問介護が上回るようになってきている。今後の重度訪問介護の長時間支援に向けたシフトや体制を整備していくことが重要である。

.....

II 介護保険事業

1. 居宅介護支援

現在（平成30年3月末）22名の対象者のケアプランを作成している。

2. 訪問介護

3. 地域密着型通所介護

今年度、初めて介護保険の通所事業に取り組むことになった。最初にも書いている通り、障害福祉サービスの利用者が65歳になり、介護保険の利用者になってしまう。元々は制度設計が違う制度に突然変更になる戸惑いは想像の域でしかなかったが、その理屈を理解しにくい知的障害者などは混乱を招くことが充分予想されたので、その準備段階として通所事業の必要性は法人内では理解は得ていたが、実際事業を1から

始めるとなると二の足を踏んでいたのは事実で、今回たまたま他の法人が事業が立ちゆかないからという相談を受けて開始する頃になった。

利用定員は、わずか10名ではあるが法人にとっては画期的なことだと言える。ここで知的障害の有る人の認知症の問題などに取り組むことで法人全体に還元していけるようにしていきたい。

7. 地域生活サポート事業（公益事業…新規）

平成30年3月末をもって共同生活援助事業

「想縁綾」を廃止した。

①廃止の要因としては今般報酬改定の中で新たに示された重度の障害者の支援を可能とする新たな類型で創設された（日中サービス支援型）形態は、平成元年のグループホームのスタート時の思想とは180度違った、入所施設の考え方になっている。10名規模のユニットを2つまで、尚且つ5名の短期入所を併設するという地域生活を推進してきたグループホームではなくなってきている。

②この形態は、高齢者の生活の場になっているサービス付き高齢者住宅等につながる発想ではなかろうか。

内部的な事情は

③スプリンクラー設置の問題…同じ集合住宅に障害者が居住しているだけで設置が義務づけられることの違和感。

④世話人の配置の問題

このような理由の元で廃止を決断した。

今後は、共同生活援助事業を廃止したからと言って、利用者には形態自体が変わるわけではないので居住形態をそのままホームヘルプ派遣を中心に地域生活を支えることにした。その他制度的な裏付けとして相談支援、新規の事業となる自立生活援助等を総動員して質の低下を防ぐようにしていく。

.....

8. 権利擁護に関して

平成28年度より、虐待防止委員会を立ち上げ、委員会を中心として法人全体で権利擁護に取り組んできた。

その方法は以下のとおりである。

- ①2カ月ごとに各事業所の管理者がスタッフに権利侵害等に該当する(かもしれない)事例を聞き取りを行う。
- ②各グループで検討して虐待防止委員会に報告。
- ③事案が虐待や権利侵害にあたるのか、そうでないのかを決定して全体会議で報告する。

今年度に関しても、同じかたちでスタートしていく予定である。ただし、年度途中であっても、改善が必要と判断したときはその都度方法を変えていく。

事例の数に関しては、その時々で差が大きい。虐待や権利侵害にあたらぬ事例に関しても、そのことを話あうことで、スタッフ間の意識が高まることを期待している。各自事業所の管理者が、どれだけ発信できるかがひとつの課題である。

.....

9. 防災に関して

今年度の防災への物資等の購入予定は、リヤカー2台とビブス20~30着、その他期限切れの物資の補充を計画している。リヤカーは、物資の移送や必要に応じて人が搬送することにも便利であるため庵とカワセミに設置しておく。ビブスに関しては、実際発生したときに本部要員と搜索要員を区別するために使用する。

今年度も、防災委員会を毎月1回実施し

それに加えて、どのような行為が虐待や権利侵害にあたるのかの基準を明確にしていく。考え方に個人差があり難しい部分でもあるのだが、法人全体で共通した認識をもっていかなければならない。

また、法人の基準が一般的な基準からずれていく可能性もあり、虐待防止委員会のメンバーを中心として、研修等に積極的に参加して、全体に周知を図っていく。

今までも挙げた事例に関しては改善策を講じてきたが、今年度は虐待や権利侵害が起これないような環境づくりを、もうひとつの柱としていく。

具体的な取り組みに関しては、虐待防止委員会で話合っまとまれば、その都度取り組みを開始していく。

取り組みに関しても、一定期間を定めて振り返りの時間を設け、実施を継続するか改善策を設けるかを判断していく。

て、月初に防災訓練(地震、津波、火災を想定)を継続して行っていく。今年度は、東日本大震災が発生して7年を経過するが、この間毎月防災訓練・時には火災訓練と併用して継続して行ってきた。

続けているということは、気分的には緊張感が少なくなってきたことも事実なのでその時々の課題を交えて訓練を続けていきたい。実際に災害が起きると一人一人

の救援や安否確認を行うのは非常に厳しいのが現状である。利用者一人一人も自分の身は自分で守ることを感じてもらい、今後

も訓練等を実施し常日頃から防災意識を持てるような取り組みを考えていきたい。

10. 地域福祉に向けた取り組み

今まで、法人は城東区の中で障害者福祉の先頭を入っているという自負心はあったと思われるが、無認可事業からスタートして23年目・法人設立以来14年目という時期を経過してきて、それなりに区内での認知度の高まりや役割を担ってきたことを考えると、今後はもう少し枠組みを拡げて地域福祉という概念で法人の事業の枠組みを拡げて考えていかなければならない。

地域の中で、法人が一定の役割を担うことで、地域で生活している障害の有る人たちが暮らしやすい環境を拡げることに繋がっていくのである。

①地域活動協議会とのつながり（城東・聖賢・今福小学校下）

夏祭り・アクションプラン

城東区小学校下16校の地域での地域活動協議会の内、法人として係わりの深いこの3地区との関連を深めていく。

- ・夏祭り（3地区 7月）
- ・アクションプラン

城東地域…わいわい喫茶一毎月開催

③城東区地域自立支援協議会

自立支援協議会の設立、NPO法人の設立と全体の事業運営の実施の中で法人が中心的な役割は果たしてきた。基礎作りは終わり、次の段階へ向かおうとしていた時に支援費制度、障害者自立支援法から障害者総合支

利用者（げんげん・創奏）参加

聖賢地域…音楽祭（一五一会クラブ参加 陶芸 寄せ植え）

・防災訓練…城東地域

②鳴野地域活性化プロジェクト

社会福祉法人の使命である「地域における公益的な取り組み」

南鳴野商店街の一角、しぎの あ・うんの杜の並びに杜のおかしやさんの通路を挟んで南側にスペースを借りた（杜のこうさてん）この3か所を中心にして鳴野地域活性化プロジェクトと称して地域との関わりを作っていく。

この企画は、約1年間かけて地域の関係者も含めて企画を練り今年度から実際にスタートしていく。

主なものは、商店街の他の店と連動してポイントカードの発行。フリーマーケットや店舗の利用。小規模の音楽の発表の場や絵画等の展示などを地域に提供し、日中はお年寄りや子育てママの寄合。引きこもりの人の居場所として機能させていきたい。

援法と変わっていく中で、規制緩和により、福祉の分野への民間参入が促進され城東区においても事業者が乱立してきていることは否めない。

前に書いたように、法人が自立支援協議

会のほとんどの事業に対し GIVE GIVE し続けてきたが、組織がある程度の成長から成熟期に入ろうとしていく中で、本来の自立支援協議会の在り方とは違う事業者集団に変化してきたように感じる。

GIVE の意味は、城東区全体の障害者福祉の向上や底上げを目指してきたのだが、極端な言い方をすれば、目先の利益しか見えなくなっている事業者が増えてきている。それに伴い影響を受けているわけではないと思うが、法人のスタッフにおいても同じ

ような視点になりつつある現状があり、これは時代の流れというか福祉の分野が人を集めれば金になる時代になってきた弊害ではないだろうか。自立支援協議会も当初の目的からすれば、義務的な役割は果たすが城東区全域の障害の有る人のための組織にはなり得ていないのではないかと考えざるを得ない。

このような状況を鑑み、法人としては、やや距離を置くような形で自立支援協議会をみていくようにしたい。

.....

11. 年間研修計画

- 4月 グループワーク 倫理綱領の読み合わせ
- 5月 認知行動療法の考え方 岡 耕平(滋慶医療科学大学院大学)
- 6月 各種ハラスメントと就業規則について 福井
- 7月 発達障害について 井上 芳子 (エルムおおさか)
- 8月 日本のボディビルのカリスマ キングジム 杉原会長
- 9月 人権研修 障害当事者もしくは家族の講演
- 10月 防災について 区役所市民協働課 園田係長
- 11月 理事から(日比野 or 乾 or 宇野)
- 12月 里親の話 岩崎 家庭養護促進協会
- 2月 講演 発達障害者の観点から 高岡医師

◎虐待防止研修

12. 会議について

- 全体会議 毎月第1土曜日
- 運営会議 第1. 3火曜日
- サビ管会議 第2. 4水曜日
- 権利擁護委員会 隔月の開催
- 防災委員会 毎月1回
- その他ケース会議等は随時開催

地域生活支援センター あ・うん（相談支援）

1. 運営目標

毎年事業計画で「相談支援事業の礎を作るようにしていく」と挙げていたが、それは29年度でほぼできたのではないかと感じている。細かな部分で詰めないといけなことは多々あるが、それはこれまでにできた流れを守りながら少しずつ修正を加えていくような部類のものである。

事業計画に記載するまでも無く当り前のことなのだが「やるべきことを、やるタイミングできっちりやる」ということがとても重要になってくる。これまではそれが遅れ遅れになり、利用者にも迷惑をかけ、事務处理的にも大変なことになることが多かったが、少しずつ改善されてきた。これからの数年は、それをやり続ける事で習慣化していき、固めた足元が揺らがないようにしていく年になる。相談員の増員があった場合には、それが当然の事として受け取ってもらえるようにしていく。

2. 具体的項目

①スケジュールについて

計画作成やモニタリングの予定を事前に把握し、業務を円滑に行っていく。計画の提出の遅れにより、利用者にも迷惑がかからないように、請求漏れが発生しないようにしていく。

毎月モニタリングの利用者でも毎月モニタリングできてないこともある。全体的に見れば75%ぐらいの実施状況であったため、今年度に関してはそれが80~85%ぐらいになるように意識をしていく。

②記録について

個別業務日誌（Google）に記録されている記録をクレヨンに移行していくことは相談支援事業所として継続していく。また、個別業務日誌にサービス担当者会議含め、ケースについてスタッフ間で話した内容を個別業務日誌に記載する事で会議の議事録の充実も図っていく。記録については相談が主となり、改善と充実をはかり、全体に発信できるようにする。

③地域定着支援について

現状、法人の正職員を全て相談支援従事者として配置しているが、記録に上がってこないことが散見される。全体会議等で地域定着支援を意識付けする時間を何度かもらっているが、時間の経過とともに記録の数も減ってくるため、今年度も定期的に話をする時間を確保していく。

また、H30.03月末で共同生活援助「想縁綾」が事業廃止となった。それに伴い、地域定着支援の対象となる利用者が一気に増える事になる。一人一人のSOSを見逃さず、丁寧に対応していくことで利用者の困り感の解消と、スタッフの意識の底上げをしていくきっかけとしたい。

④報酬改定について

今年度は報酬改定が行われる年である。相談支援も例外ではなく、相談員一人当たりが担当できる件数に制限がかかったり、モニタリングの基本単価が下がったりという改定が行われている。モニタリングにつ

いては救済策で加算も追加されており、それも含めると従来よりもほんの少しの上積みということになる。それらに対応した動きを早急に確立させていく必要がある。

3. 支援体制

相談支援専門員	4名
相談支援従事者	専門員以外の正職員全員

.....

今福事業所（就労移行支援・就労継続支援 B 型）

1. 運営目標

法人理念に基づき、すべての人がその人らしく生きるために必要な支援を行う事業所としての位置づけは来年度も変わらない。生活の一部である日中の時間を生活の軸としていくべく、各種支援内容の充実を図る。各種支援内容は以下の通り。

平成 28 年度から始めた、就労のグループイング。これによって平成 29 年度もそれぞれの事業所カラーをなるべく前面に出すことができた。今福事業所もその一つで、就職者数や相談件数、受託している企業や作業量はほぼ横ばい状態だが減少には至らず、毎月の収入は 100 万円前後を保っている。しかし利用者の工賃自体も平成 29 年度の状態のままなので、今後向上をはかっているかなければならない。

施設外就労も継続していき、就労への意欲や姿勢へのアプローチだけではなく、実際に収入面への反映も取り組んでいく。昨年度は土曜日開所を余暇活動として活動を

してきたが、今年度は余暇だけではなく希望者には就労に関する場・時間として有効に活用できるよう内容の幅を広げていきたい。

利用者に対しては、スタッフの思い込みや偏った考え方によって、利用者がエンパワメントしていく可能性を奪っているかもしれないということを常に意識しておく。

職員の資質の向上・協力・連携を必要とし、当法人の理念をもとに、権利擁護とストレングスの視点を大切にして、コンプライアンスにのっとり、利用者の「夢・希望」を共有し、エンパワメントを引き出すことをいつも意識できるチームとして確立する。

2. 取組内容（就労移行支援 定員 10 名・就労継続支援 B 型 定員 20 名）

法人の中では、就労事業所（仕事）に特化した場所として位置付けていく。

就業時間の設定や、作業能力の向上については今まで同様勤めていきながら、就労

移行も合わせて強化していく、更に仕事への意識を明確にさせ、工賃 5 万円を目指す。

その中でビジネスマナーや就労する上での生活リズムなども含めて、カリキュラム

を新たに考えて実施していく。

「仕事に就く」ということは、その人にとって自分の居場所を作る事に繋がり、仕事を通して自分の人生自体にも繋がっていく事。その人その人にとっての生活の一部になっていく事を忘れず、一人ひとりの就労全般に向き合い、ひいては生活全般にも向き合う事業所として確立する事で、更に就職・就労定着に努めていく。

◎就労移行支援

スケジュールに沿っての切り替えや、場所に寄っての仕事の違いを作る事が出来、仕事・休憩等での場所の移動も合わせて事務的な作業にも取り組んでいってもらえる状態にはなっている。

昨年度同様、就職者がいる事や、今まで一緒にやっていた仲間が就職者として出入りする事で、今から自分たちが就職すると言う意識が良い方向に影響もしている。

今後も利用者同士がお互いを認めていき、よきライバルになっていき、就職へのモチベーションを高く持ち続けていけるように、企業との連携を強くしていく。

もちろん就職する事がゴールではないが、本人の「夢・希望」を叶えるための一つのアイテムである事、働き続けていき自分の仕事に誇りと自信を持ち、社会の中で生活し自分の時間をしっかりと楽しんで、人生が豊かになるよう支援していきたい。

◎就労継続支援B型

工賃5万円/月を目指す。28年度は企業との関係性も向上し、仕事量も大幅に増えた事もあり、昨年度までの基本工賃に上乗せできる体制が整った状態を、29年度も何とか維持できていた。

あくまで就職を目標としていきながらも、

仕事・休憩の切り替えの環境面からのアプローチをしながら、個々の特性を活かし、施設外就労など企業や仕事を感じてもらいながら、作業効率を上げ、本人の力を最大限に出せるように、生活面も合わせて支援していく。

○施設外就労

29年度は、ほぼ固定の利用者とスタッフで構成されていた。慣れた環境で慣れたメンバーと仕事をする事は、それぞれが持つ本来の力を発揮しやすかったかもしれないが、あくまで就労を目指すための一つの利用材料としては、違った利用方法もあつただろう。来年度は施設外就労の場を更に有効活用していきたい。

・「支援体制」

管理者兼サービス管理責任者	1名
支援スタッフ（生活支援員・職業指導員・就労支援員）	7名
目標工賃達成指導員	1名
調理員	1名

・「スケジュール」

〔開所時間〕

- ・就労移行支援 9:00~17:00
- ・就労継続支援B型 9:00~17:00

〔月間予定〕

- ・毎月第1土曜日 法人全体会議・
部署会議
- ・毎週金曜日 口腔ケア
- ・毎月5~15日 個人面談（モニタリング）
- ・毎月祝日の月曜日 開所
- ・年1回 健康診断
- ・毎月1回 避難訓練
- ・第2金曜日 19:00~
就職者の集い（SSE会）

・〔年間行事予定〕

4月 お花見 5月 バーベキュー
6月 田植え 8月 海水浴
9月 味覚狩り

10月 大運動会 11月 就職者旅行
12月 忘年会 1月 新年会
2月 冬季一泊旅行（温泉）
3月 外出行事

.....
つむぎ館（就労継続支援 B 型）

1. 運営目標

平成 29 年度中は入院・体調不良等が重なり、継続して通所することが難しい利用者も数名おり、1 日平均利用者数が 15 名～16 名となった。年齢の幅も広く、特別支援学校卒業後の利用者から 70 歳を越えた方までが共に働く場となっている。

今まで「働くこと」を中心に生活し、特に長年利用してきて高齢になった方にとっては、毎日に必要な場所となっている。反面、働かなくてはならない環境に身を置き続けるのか、働きたい気持ちを留めさせてしまうのか、働くこと以外に目を向けていくのか『利用者の高齢化』にも直面している。健康面・作業環境（全体的な作業量及び内容等）への配慮を継続していく。

働き収入を得ることだけが「働く」場の役割としてあるのではなく、集団で仕事することへの抵抗もありつつも、ここなら続けることができるという第一歩になっている方もいる。

生活費を保つため、今日家から出て過ごすこと、頼られることに喜びを感じている人、とそれぞれ。一人一人の「働く」目的を大事にしながら仕事・余暇のバランスをとることが課題である。

まずは、仕事一本となり過ぎない時間を

設け、利用者の力を抜きづらいところにも、余暇の時間という設定でわかりやすくしていく。個別の趣味的な活動からグループでの活動等を利用者主体の組み立てとなるように作っていく。また、土曜開所についても外出や地域のイベント等と関連させて行っていく。

皆でひとつのことをやり遂げる楽しさを分かち合える場として、その人にとっての『居場所』を作っていく。

2. 支援体制

管理者兼サービス管理責任者 1 名（兼務）
支援スタッフ（生活支援員・職業指導員 2 名

3. プログラム

① 日課

月曜日～金曜日 10:00～16:00 開所（個別に時間設定あり）

土曜日はスケジュールにより開所（日曜・祝日は休み）

② 週間予定

・毎週火曜日 18:30～マラソン部活動
・毎週水曜日 17:30～フットサルサークル活動

- ・毎週金曜日 10：00～ 口腔ケア
19：00～一五一会サークル活動

③ 月間予定

- ・毎月第一土曜日 法人全体会議・部署会議・スタッフ研修
- ・毎月第四日曜日 テニス部 活動
- ・毎月 1 回 避難訓練

④ 年間予定

- 4 月 お花見 (各事業所)

- 5 月 利用者企画ハイキング『BBQ』
- 6 月 田植え
- 7 月 夏季一泊旅行 (海水浴)
- 8 月 そうそうの杜ボーリング大会
- 10 月 そうそうの杜大運動会
稲刈り
- 12 月 クリスマス会
そうそうの杜忘年会
- 1 月 初詣
- 2 月 冬季一泊旅
- ※年 1 回 健康診断

.....

Kawasemi・杜のおかしやさん (就労継続支援 A 型事業)

オープン 3 年を経過したあたりから、口コミでお客さんの数も増え、昨年度は 5 周年を迎えることが出来た。ひとえにお客様に育てていただいた結果であるが、現状に満足するのではなく進化しつづける必要がある。

発酵卵をメインとした身体にいい食事を提供したいという想いが、お客様に宣伝することによって予約で満席になる日も増え、2 階の個室利用に関しても連日、キッズスペースとして若いお母さん方にご利用いただいている。

障害があるのだから、いろいろな面は大目にみてもらうということではなく、一般のレストランと何らかわらない一流のものを目指して、清潔でどことなく落ち着いたいい雰囲気、美味しい食事を提供し、きちんとした接遇 (気持ちのいい接客) でお客様をおもてなすことができる店にしてい

たい。

利用者の個々の特性を生かせることが出来るように工夫しつつ、仕事としての役割は働くものとして、どこまでも求めていきたい。これまで面談の時間も取れていないこともあったが、今年度は定期的に実施し、利用者が働くことにおいて重要になってくる生活面のサポートもおこない、その人の生活をトータルで見えていくようにしていく。

事業所への昼食については昨年度、生活介護げんげんへの配食を開始し、今福事業所と合わせて 2 事業所となった。盛り付けなどに直接事業所へ行く機会を設けており個々のレベルアップにつながっている。さらに他事業所へ広げていく方向も考えていく。

昨年度 8 月に「杜のおかしやさん」が鳴野東商店街にオープンした。1 日に数人しか来店されない日もあり厳しい現状ではあ

るが、地域に根ざした愛されるお店にしていきたい。

お菓子の製造に関しては、見た目も味もきちんとした同じものを誰もが作れること。これを今年度は課題としてその仕組み作っていく。

店舗に関しては利用者が継続して働くことができるように、製造と店舗の交流を図っていく。

また季節ごとに応じた商品やラッピング、店舗の飾りつけや子供向けのイベントなども検討する。さらに低価格の商品も導入し小さいお子さんが100円玉を握りしめて

一人でも来られるような店にしていきたい。

商品については、これまで同様、まだ試行錯誤しながらつくっていかねばいけないが、Kawasemiでの食後のデザートに杜のおかしやさんのケーキを提供し、鳴野店舗への集客にもつなげていかねばならない。

杜のおかしやさんとKawasemiを分けて考えるのではなくて、今夏にオープン予定の杜のshokudoを含めた3つのそれぞれの特徴と利用者の特性を考えながら柔軟にはたきやすい環境をつくっていきたい。

座座 (就労継続支援B型事業)

1. 運営目標

『働く』という事を通じて、ひとりひとりの『生活』の質を高めていく。

人の数だけ『生活』の形があるように、『働く』という形も同じく千差万別。

利用者が何を求めそれに対して、スタッフは何が出来るのかという基本的な構図を今までも、そしてこれからも残していき、その延長上で就労という枠に囚われない柔軟さをもって支援していく。

2. 事業所より

日中活動支援の枠にとどまらず、自閉症スペクトラムの特性を理解し、利用者個々の生活支援を目指す場としてこれからも位置づけていく。

各スタッフのスキルアップも兼ねて積極的に研修に参加する。

口腔ケアに加えて看護師による週1回の

定期的バイタルチェック・問診を導入したことにより、更なる健康状態の把握が可能になり共有できる情報量が増え生活の改善に役立てることが出来ているが、生活習慣病と危惧される利用者が増えている状況は変わらない為、家族や関係者への働きかけもこれまで以上に行う必要がある。

作業面では昨年度に比べると収益は増えている。個々の作業意欲・能力共に上がってきた結果かと思われる。人数が少ない状況の中も個人の作業能力が上がってきていると感じる。農地を拡大した畑・田んぼプロジェクトでは、作物の質の向上と生産量のアップを図る。また、Kawasemiと連携を図り、季節に応じた野菜作りや需要に合わせた収穫量を確保することで、無駄を省きつつ増収に繋げていく。

来年度からは毎月1回土曜開所を行い、事業所の収益アップ、利用者の余暇活動の

充実を図っていく。

3. 支援体制

管理者兼サービス管理責任者
1名（兼務）

支援スタッフ（生活支援員・職業指導員）2名

4. プログラム

・月曜日～金曜日 10:00～16:00
開所（個別に時間設定あり）

土曜日はスケジュールにより開所
（日曜・祝日は休み）

・週間予定

・毎週火曜日 18:30～ 『マラソン部』活動

・毎週水曜日 17:30～ 『フットサルサークル』活動

・毎週金曜日 10:00～ 口腔ケア

① 月間予定

・毎月第一土曜日 法人全体会議・部署会議・スタッフ研修

- ・毎月1回 避難訓練
- ・毎月1回 土曜開所（第3土曜日予定、月によって変更もあり）

② 年間予定

4月 お花見

5月 BBQ

6月 『田植え』

7月 夏季一泊旅行（海水浴）

8月 そうそうの杜ボーリング大会

9月 外出行事

10月 そうそうの杜大運動会
『稲刈り』

11月 サルガク祭

12月 クリスマス会

そうそうの杜忘年会

1月 初詣

2月 冬季一泊旅行（温泉）

3月 外出行事

③ その他

・年1回 健康診断

創奏（就労継続支援B型事業）

1. 運営目標

昨年度は、就労全体の利用登録者を精査したということもあり、20名という創奏の定員枠で13名登録からスタートした。入退所の出入りがありつつも、年度終わりには15名登録。また、昨年度実習受け入れをおこなった特別支援学校卒業生3名のうち、2名が今年度新たに加わる（1名は座を

紹介し、利用希望まで繋げる）事となり登録者17名を推移。更に登録外の利用者を加えると、19名となりほぼ定員を満たす形で30年度はスタートが切れる。

創奏を利用している人の約半数は長期に渡って利用継続されている方で占められており、『就労支援＝就職することを目指す』

という今の制度や風潮にはそぐわないかもしれない。しかし、逆を言えば『長く利用してくれている人がいる事業所』という風にも捉えられるのではないだろうか。

また『高齢化』の問題が間近に迫ってきている。『働く』ことを美德としてきた創奏にとって、『いつまで働き続けるのか?』というのは、これまでとは全く真逆の課題である。しかし、これまで『働く入口』を考えてきたのであるから、『働く出口』を考えるというのは極々自然な事なのかもしれない。

これからは『働く』ことを意識しながら、6月1日の変更を目途に就労と生活介護の間の受け皿のイメージで、生活介護に枠組みを変えて『何でも屋』を目指していく。

2. 支援体制

- ・管理者 兼 サービス管理責任者

1名（兼務）

- ・職業指導員 1名（常勤）
- ・生活支援員 1名（非常勤）

3. プログラム

①日課

月曜日～金曜日 9:00～17:00

開所（個別に時間設定あり）

※土・日・祝日はスケジュールにより開所あり

②週間予定

- ・毎週火曜日 18:30～ マラソン部活動
- ・毎週水曜日 17:30～ フットサルサークル活動
- ・毎週金曜日 10:00～ 口腔ケア
19:00～ 一五一会サークル活動

③月間予定

- ・毎月第一土曜日 法人全体会議・事業所会議・スタッフ研修
- ・毎月第四日曜日 テニス部活動
- ・毎月1回 避難訓練

④年間予定

- 4月お花見
- 5月利用者企画『BBQ』
- 6月田植え
- 7月夏季一泊旅行（海水浴）
- 8月そうそうの杜ボーリング大会
- 10月そうそうの杜大運動会・稲刈り
- 12月クリスマス会・そうそうの杜忘年会・餅つき
- 1月 初詣
- 2月 冬季一泊旅行

.....

庵（生活介護事業）

1. 運営目標

例年の課題として利用人数の増加は必須である。平成 29 年度は、1 日平均で 14 名程度を確保していた。運営基盤をしっかりさせるためには平均 14～15 名くらいまでを確保しなければならない。

平成 30 年度の目標利用人数は 15 名の確保である。数年前まで問い合わせの多かった入浴希望は、平成 29 年度はゼロであり、新規利用希望も減少傾向であった。目標利用人数を安定して確保するために活動する。

法人内の利用者の傾向として、就労支援事業所を利用していた高齢の利用者が、生活介護事業所利用に移行するケースが増えている。

今後さらに増えると思われるので、速やかに対応したい。同様に、医療的ケアを必要とする利用者も増加する傾向にある。ケースの受け入れに関しては前向きに検討したいが、現状、スペース（ベッド床）の確保、スタッフ配置や能力、喀痰吸引研修の受講などが課題である。現在の環境を整備し、効率的に空間利用・確保ができるように改善したい。また、喀痰吸引研修の受講修了者を増やせていないため、現利用者の利用日数増加につなげられていない。

今年度は、現在利用している医療的ケアの必要な利用者の喀痰吸引研修を計画的に進め、利用日数を増やすようにしていきたい。

現利用者の安定的な利用、高齢の利用者の就労支援事業所からの移行、喀痰吸引研修の受講スタッフの増加によって利用者の

増加は可能である。しかし、増えた利用者に対するスペースが不足していることは、根本的な課題であり、急ぎ解決しなければならない。具体的には、法人内事業所での利用者の組み換えで利用の間口を広げ、げんげん（生活介護）が入っているマサキビルの活用することで効果的に運営したい。

日中活動については、マンネリ気味になってきているので、更に工夫が必要である。通所している利用者の全てが、事業所の設定した活動に参加していなくても、そこにいる人たちを楽しみやすい雰囲気で包み込んでいくような場所であり続けることを大切にしたい。また、時間を工夫して外に出るような個別活動にも取り組みたい。

「今日 1 日来て楽しかったなあ。」と利用者にとって貰える事と「誰でも気軽に立ち寄れる暖かい居場所作り。」が、生活介護「庵」のありかたと考えるので継続して取り組み続けたい。

2. 具体的項目

① 日中活動

利用者とスタッフが一緒に活動する。何にしてもスタッフがまず楽しむ事が大前提である。全ての利用者とスタッフが、同じ活動に参加できることは少ない。しかし、アプローチの方法を工夫し、同じ空間を共有することで包み込んでいくような雰囲気を作り出したい。創作的活動では陶芸作品の制作に組み込み、昼食作りやお菓子作り等の調理も継続する。また、個別の活動も

さらに充実させていきたい。

②健康管理について

体調管理に関しては、毎日のバイタルチェックや食事面、家庭での様子や通院結果等、常に連携することは重要である。近年、利用者の高齢化に伴う ADL の低下や運動量の低下によって、利用者自身の体重は増加傾向にある。身体を動かすということがなかなか難しく、その機会も少なくなってきたのが現状である。医療や他機関とも連携して運動のプログラムを取り入れ、さらに利用者が主体的に運動をしようという動機づけや場面設定をしていく。

医療的ケアを必要とする利用者が数名在籍しているが、介護内容が徐々に高度になり、リスクが高まってきている。更に今年度は1名の利用日数も増やしたいと考えているので、細心の注意をはらい事故防止に努めるとともに、家族や医療機関との情報交換を密にする。

③利用者・家族支援

利用者自身や家族の高齢化で、生活の場が変わる利用者も増えている。利用者自身や家族の願いとして、将来的にどのような生活をしたいかをアセスメントし将来をイメージする。現在、自宅から離れて生活している利用者もいる。関係機関と連携しながら対応していきたい。

現在は在宅で親と同居しているが、将来的には下宿屋やグループホームを希望する利用者や家族も若干現れ始めた。今後、更に増えていくと思われる。その際には相談支援等と連携しながら取り組んでいきたい。

自宅から通われている利用者について、

送迎時や連絡帳等で日々情報交換しながら信頼関係を強くし、時には話し合いの場を設け適切な支援を心がけていく。

④行事等

昨年度は、一泊旅行を実施できた。参加した利用者やその家族は、料理や景色などを喜んでくれていた。しかし、利用した宿泊施設は、バリアフリー面等、不完全であった。反省として平成 30 年度の一泊旅行に生かしたい。温泉に特化しなくても独自の、他の目的を持った旅行もありだと考えている。もちろん利用者も巻き込んで一緒に企画していきたい。

⑤人材育成

上記に関して様々な高度な介護技術や、スタッフの想いの部分、トータルでのスタッフの能力の底上げが必須である。まだまだチームとして未熟な部分が見えるのでそこを研修等はもちろん、日々の支援の中でもスキルアップしていける土壌と空気を作りたい。

3. 支援体制

管理者兼サービス管理責任者	1名
支援スタッフ	7名（非常勤含む）
看護師	1名（非常勤）
調理員	1名
運転手	3名（うち業務委託2名）

4. プログラム

1) 日課

9 : 0 0	送迎
1 1 : 3 0	朝礼・朝の活動
1 2 : 0 0	昼食

13:30 体操、日中活動
 15:00 ティータイム
 16:10 終礼
 16:30 送迎

(※入浴随時)

2) 週間・月間予定

月曜日から金曜日まで開所
 毎週金曜日 訪問歯科・口腔ケア
 毎月1回 防災避難訓練
 毎月1回 誕生日会
 毎月第1週 体重測定
 毎月第1土曜日 全体会議・部署会議

3) 年間行事予定

4月 花見
 7月 流し素麺
 8月 夏祭り
 9月 一泊旅行
 10月 一泊旅行、運動会
 11月 一泊旅行
 12月 クリスマス 忘年会
 1月 新年会、書き初め
 2月 節分行事
 3月 梅林 外出行事

※各種季節行事随時

.....

げんげん (生活介護)

1. 運営目標

前年度は、月に1回を原則として、土曜日及び祝日の開所を行った。開所自体の評価は高く、平成30年度についても年間計画で開所日を設定して実施していく。

月によっては、開所日を2回にするとともに、夏休みを無くしてお盆の時期を開所することによって、利用者の休日の過ごし方の充実、家族の負担の軽減、事業所の収入の増加を図っていきたい。

開所日の増加によるスタッフの振替休日の問題が出てくるが、これも年間を通して実施していき、平日のスタッフの負担を軽減できるように考えていく。

利用人数についてだが、昨年度は平均18人を超える月がほとんどであった。仮に現状の利用者のままであるなら、利用希望日の増加を希望する利用者などもおり、今

年度に関しては平均人数が19人を超えると予想される。

同じ建物の柵木ビルで事業を行っている児童デイサービス「伝」が、今年度中に「しぎの あうんの杜」に移る予定である。そのまま「げんげん」が柵木ビルを利用できるかどうかは未定であるが、そうなればスペース的な問題は解消されるとともに、作業を行うグループが活動しやすくなる。

日中の活動の充実に関してだが、先述したように「作業」を取り入れていきたい。現状の利用者に加え、当法人の就労施設を利用している高齢者の受け皿として機能していければと考える。それに加え、「地域との交流」ということは、引き続き意識して実施していく。

事故防止に関してだが、骨折事故が1件。げんげん内での事故の可能性は低い、他1名も骨折。事故ではないが、胃潰瘍で入院する利用者が出ている。ここ数年、大きな事故が起こっていなかったこともあって、取り組みとしては現状の維持になっており、さらに新しいスタッフに計画的に伝えることができていなかった。その2点に関して

2. 具体的項目

① 日中活動の見直し

アルミ缶回収による収入還元に関しては、近隣の方の回収の協力もあり、利用者のなかでもしっかりと定着してきている。缶つぶし作業だけでなく、回収場所を増やしていくことにより、「地域との交流の」の場を増やしていきたい。

エコキャップ活動に関しては、定着とともに聖賢小学校に回収に行くなど、地域交流の場も持ててきた。納品場所を蒲生中学から「生活介護施設 ベリゼ」に変更したことにより、回収できた量が明確になった。それを提示することにより、利用者のやる気、および地域に取り組みをアピールしていきたい。そうすることにより、回収場所が増えていけば良いと考える。

創作活動については、月ごとに飾るものを作成することが定着してきており、それらを継続していきたい。

運営目標のところでも挙げたように、「伝」が「しぎの あうんの杜」に移り、榎木ビルにスペースができれば、作業をできるスペースを確保して、実施していきたい。作業時間に関しては、利用者個人によって決めていけば良いと考える。

また、そのスペースで陶芸に関しても定

は今年度の課題であり、実現できることが目標となってくる。

昨年度に引き続き、日中の過ごし方に加え、利用者の今後の展開を意識して考えていく。特定のスタッフだけでなく、スタッフ全体で取り組んでいけるように取り組んでいく。

期的に行っていききたい。利用者の感性で、枠にはまらないものを創りだすことを目標とする。

② 事故の防止

環境面の整備、チームとしての動きを意識しての行動に関しては、再度徹底していく。

新しいスタッフに関しては、その都度ではなく、計画的に伝えていく。

ヒヤリハットを意識的に活用していく。スタッフの意識を高めていくとともに、取り組みの見直しにも繋げていく。

③ 地域との交流を積極的に行う

空き缶回収やエコキャップ回収に加えて、地域の行事等に積極的に顔を出していきたい。日中活動で創作したものやエコキャップの回収量を、入り口等の道路に面したところに掲示する。それにより、少しでもげんげんに興味をもってもらえるようにする。

④ 土曜日及び祝日の開所に関して

開所日に関しては、法人全体の年間スケジュールに合わせていく。

⑤ 虐待防止・権利侵害について

げんげんの利用者の特性からすると、利用者自身から発信することは難しい。スタッフがどれだけ意識して気づけるかを、周知、徹底していきたい。

昨年度に引き続き、学生の現場実習の時、当法人の新人の現場研修の時に、「疑問に感じた事」を日誌に記入してもらおうなど、可能な限り第三者の目で現場を見てもらう。現在の状況に慣れてしまったスタッフが多く、新たな視点は不可欠であり、日常を含めて、色々な面で見直す良い機会だと捉えている。

⑥ 利用者の今後の展開に関して

げんげんでの過ごし方に加え、今後、利

用者がどのような生活を望むのか、どのような生活がいいのか。できるだけ利用者の気持ちを汲みとっていき、家族や関係者とともに考えていく。

今後、具体的になってくるケースは増えていくと考えられ、各スタッフがその力量をつけていかなければならない。

⑦ 工賃の還元方法について

従来通り現金で還元するだけではなく、工賃で買い物をしたり、外出時の費用に充てたり、その人に適した使い方を考えていく。そうすることにより、利用者個々人に対して考える機会にもなり、個別での対応にも繋がっていくと考える。

3. 支援体制

管理者兼サービス管理責任者	1名	看護師	1名
支援スタッフ	9名	運転手	1名（外部委託）
調理員	1名		

4. プログラム

①日課

	13:00	リラックスタイム
9:00 送迎	13:30	日中活動
10:45 朝礼	15:00	ティータイム
11:00 散歩、公園の清掃等	16:00	終礼
12:00 昼食	16:30	送迎

②週間および月間予定

開所日 月曜日～金曜日（祝日は基本的に休み）及び任意の土曜日
月曜日：空き缶の納品 ゲーム等
火曜日：空き缶つぶし 創作活動 ドライブ等
水曜日：おやつづくり エコキャップ回収

陶芸等
木曜日：エコキャップ回収および納品 空き缶つぶし等
金曜日：訪問歯科 創作活動 ドライブ等
上記に加え、スペースが確保でき次第、作業を取り入れていく。基本的は毎日行う

予定。

月に1回：外出行事
第一土曜日（基本）：法人全体会議および

び部署会議

月に1回：防災避難訓練
第四水曜日：城東校下アクションプラン
わいわい喫茶の手伝い

③年間行事予定（可能な限り、行先を利用者に選択してもらう）

4月：お花見	10月：運動会
5月：一泊旅行	11月：奈良公園
6月：博物館見学	12月：忘年会
7月：夏祭り	1月：初詣
8月：外食	2月：外食
9月：バーベキュー	3月：博物館見学

従来、一泊旅行は9月に実施していたが、他事業所と時期が重なるため、今年度は5月に行うことにする。

.....

伝（児童発達支援・放課後等デイサービス）

1. 運営目標

今年の1月で事業を開始して10年を迎えた。当初は利用者も少なかったのだが、区役所からの紹介や口コミで情報が広がり、今ではたくさんの児童が毎日通所してくれている。しかし、利用している児童も成長し、高校を卒業する児童が年々増えてきている。新規利用者も定期的に入ってはきているのだが、卒業する人数の方が多いため、登録人数が減少していることが課題である。

また、事業者が乱立気味であり過当競争の中での放課後デイの在り方が問われてきている。療育としての児童デイの必要性を感じてもらえるような事業にしていきたい。

8月を目途に事業所を蒲生から嶋野へ移転を行う予定である。付近に小学校や保育所があるので、これを機に新たな地域での利用が増えるよう、内覧会や地域でのイ

ベント等に参加することで、新たなネットワーク作りに励んでいきたい。

事業所の移転に伴い、送迎ルートが大きく変わってくる。自力通所や保護者と一緒に来所していた児童が、事業所が遠くなることで送迎を希望される人が増えており、今まで原則としてスクールバスのバス停までの送迎をしてきたが、時間の都合上で学校までの送迎をしていかなければならない場合も出てくるであろうと考えている。しかし、あくまでも、本人・保護者・伝スタッフという、3者が顔を合わせるスタンスは崩したくないところである。

新たな場所でのスタートをきることに對して、楽しみと不安が混在しているが、児童たちと一緒に過ごしていく中で、これまでの伝では出来なかったことが出来るような

新たな伝を創っていきたい。伝としては11年目を迎えるが、新鮮な気持ちで迎える一年にしたい。

2. 事業計画

具体的項目

- ① 『ひとりの人』として出会うこと、過剰な声かけは避けて見守る『待つ対応』、快い経験をたくさんしてもらう『褒める対応』の3つを療育の軸とする。
- ② スタッフからの直接的な声かけを少なくし、児童たちが周りの状況を見て考え、気づいて行動することが出来るような対応を行うことで、潜在能力を引き出す。
- ③ 話をする時は言葉だけで伝えるのではなく、文字や絵（カード・コミック会話など）で視覚化して行う。また遊びの場面と変えて端的に行う。
- ④ 知的障害児・発達障害児については発達障害児サポート運動をとり入れ、体をしっかり動かして感覚刺激を行う。
- ⑤ 身体障害児については、外からの刺激を受けることで残存機能を最大限に発揮し心身機能の向上、機能維持を目指す。
- ⑥ 家庭・学校・地域の各関係機関との連携を図りケース会議を行う。
- ⑦ 児童部会に参加することで他事業所との連携・情報交換を行う。

3. 支援体制

管理者・サービス管理責任者 1名
(兼務)

児童指導員 3名 保育士 1名
指導員 1名

4. プログラム

① 定員

児童発達支援事業（就学前）と放課後等デイサービス事業（就学児）を合わせて10名

② 開所日

火曜日～土曜日（一部規定の祝日は開所。しかし月曜日の祝日は閉所）

9:30～17:30

③ 一日のスケジュール

9:30	児童来所
10:30	始まりの会、手遊び
11:00	発達障害児サポート運動
12:00	昼食
14:00	お出かけ、お絵描き等
15:00	おやつ
16:30	発達障害児サポート運動
17:30	送迎、帰宅

5. 年間行事

4月：お花見
5月：外出（バーベキュー）
6月：外出（田植え）
7月：短冊作り、水遊び
8月：プール、外出（畑）
9月：外食
10月：運動会
11月：外食
12月：お楽しみ会
1月：凧揚げ
2月：外食
3月：卒業式

.....

ホームヘルプセンターとことごと

(居宅介護・同行援護・移動支援・重度訪問介護・訪問介護・予防訪問型介護)

1. 運営目標

29年度は、数年前からの課題であった個別支援計画の不備及び滞り、サービス提供表等の書類関係の整備に努めた一年であり、改善に向かいつつある。

12月には大阪市より実地指導が入り、不備や追加書類等の必要性を指摘されており、引き続き取り組んでいく。

組織については、前期は女性ヘルパーの人員不足もあり、現場でのヘルパー業務を優先せざるえない状況が続き、サービス提供責任者や担当ケースの明確化や責任を分配する事ができなかったが、後期に入り人員の充足もあり、取り組み始めたばかりではあるがサービス提供責任者の役割や担当ケースの責任を分配する整備を進めていく事と新しいヘルパーへの教育にも力を入れていきたい。

また、前年度と同様に重度訪問介護の事業面でも医療的ケアが必要な方や家族の高齢化及び利用者自身の高齢化により在宅生活が困難になってくるケースも年々増加傾向にある。

上記の対象者への支援にも引き続き力を入れていき、個々のヘルパーが個人ではなくチームとして連携しあえる環境整備を継続していく事が30年度の目標である。

2. 具体的項目

- ① 基本業務の徹底とコンプライアンス遵守の徹底
業務の中での基本的事項を徹底した上で

ヘルパー派遣事業所としての法令遵守が意識された組織を継続していく。

② サービス提供責任者の役割の明確化

サービス提供責任者の役割として書類整備だけでなく、利用者の想いに寄り添い、利用者が自分らしく生活できるよう、チームとして取り組める体制作りを目指す。

③ ヘルパー・そうそうの杜の支援者としての意識向上

ヘルパー業務そのものだけに捉われる事なく、自分自身を高め、知識を深め他部署・各関係機関と連携し、利用者が自分らしく生活ができ、利用者自身をエンパワメントしていける支援者・事業所を目指す。

3. 組織体制

管理者	1名
事務員	1名
サービス提供責任者（障害）	8名
サービス提供責任者（介護保険）	1名
常勤ヘルパー（障害）	5名
常勤ヘルパー（介護保険）	2名

4. 年間計画

部署会議（常勤ヘルパー対象）

毎月第1土曜日

登録ヘルパー研修 6月～翌3月（8月休）

※昨年度実績 毎月第3水曜

ケース会議（各部署・相談支援との連携）

随時

添 (短期入所事業)

1. 運営目標

現物件に移転し、丸3年が経つ。利用者や家族の皆さんには家庭的な雰囲気があると概ね好評である。

少しずつではあるが新規利用者も増えつつある。区やこども相談センターからの依頼ではなく、直接の利用申込者が多い。

1日の平均利用も4人以上を確保できているが、これは重度の利用者の受け入れや宿泊者の組み合わせ等で定員割れをってしまった事に原因がある。また、当日キャンセルや連絡ミスでのキャンセルも時折あり、こういった初歩的なミスは改善しなければならない。

現状では上記の理由により、新規の受け入れは厳しい状況ではあるが、緊急性の高い利用者はできる限り受け入れをしていく体制は整えておきたい。

特に、生活の場を失い長期の利用を余儀なくされる利用者にとっては健康管理、財産管理も含め生活全体の支援が必要となる。短期入所はあくまでも通過点であるとの認識に基づき、次の生活を意識しながら本人と関わる必要がある。単身生活、共同生活等の次の生活に直結させていく。

児童養護施設退所後（制度上の児童生徒と大人のはざま）に行き場の無いこどもの生活の場の保障や、こども相談センターからの一時保護依頼等も考えられる為、臨機応変な対応が必要である。責任の所在とキーパーソンを明確に設定し、連絡に関する混乱を少なくするように努める。

2. 具体的項目

- ①新規利用相談に関しては、面談・聞き取り・見学・実際の利用という手順を遵守することでアセスメントを深め、スタッフに的確な情報と支援のポイントを示す。
- ②利用時の本人の様子等を記録し、ご家族に利用時の様子を伝える。長期間の利用となる場合は日中活動の場の設定、健康管理も含め生活全体をトータルに支援する。
- ③スタッフ自身が研修等に積極的に参加し、スキルアップする。また、利用者理解と信頼関係を構築出来るように関わる。
- ④利用者一人ひとりの特性を把握し「権利擁護」と「エンパワメント」の視点で支援する。
- ⑤一人一人の簡単なフェイスを作成し、前回の利用日からの変化や注意点、服薬などの情報を記載し、宿直者、世話人との情報共有を図る。特に服薬ミスが起こらないように創意工夫をこれからも行い、ミスを無くしていく事に努める。

3. 支援体制

- ・管理者 1名（兼務）
- ・生活支援員 1名（兼務）
- ・介護職員 1名（兼務）
- ・宿直スタッフ 1名（兼務）

.....
◎公益事業

地域生活支援センターあ・うん（居宅介護支援事業）

1. 運営目標

介護保険は、現在予防と自立支援が大きな柱として取り組まれている。しかしそれは、裏を返せば増え続ける介護給付費の抑制でしか考えられていないのでは？と疑いたくなるようなことばかりである。高齢になってその人らしく生きることが本当に難しい時代を迎えている。

当法人でも昨年度、介護保険の利用者が有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅といった施設を利用しようと試みたケースがあったが、費用やヘルパー派遣の内容等で、結局利用できなかったことがあった。資産がないと自分らしいエンディングを迎えることができない事をつくづく実感させられた。

居宅介護支援は、現在 21 名の方のケアプランを作成している。担当させて頂いている方は、障害者支援と併用であったり障害者支援の利用者で 65 歳を迎えたりと、基本的には関係者ばかりで構成されている。しかし法人内では現在、その予備軍として間もなく介護保険対象になる方や、65 歳を迎えたがいわゆる非該当で障害者支援を使っておられる方もおられる。これらの方が今後、介護認定で要支援や要介護判定が出ると、当事業の対象となってくる可能性があり、ますます重要な役割を担っていくようにしなければならない。

今年度の居宅介護支援事業は、介護保険の大きな流れを見極めながらも、とことこ

っと（訪問介護）や新しい通所介護事業としっかり連携をしながら、その人らしい暮らしをできるだけ続けてもらえるよう、寄り添いのケアプランが作成できる事業所であり続けていきたいと考えている。

2. 具体的項目

①ケアマネジメントの充実

利用者の希望する生活をアセスメントで汲み取り、定期的なモニタリングにより、寄り添えるケアマネジメントをめざす。

②その人らしい暮らしの実現

具体的な在宅支援の柱である訪問介護と通所介護、総合事業との連携を強化して、その人らしい暮らしの実現をめざす。

③法律改正に対応できる事業所

3 年後の法改正に向けて、主任ケアマネが配置できるよう組織体制を構築していく。

3. 組織体制

管理者（兼務）	1 名
介護支援専門員（常勤専従）	1 名
介護支援専門員（兼務、非常勤等）	適時配置

4. 年間計画

利用者モニタリング 各利用者、月 1 回訪問

運営会議（管理者）	隔週火曜日
ケース会議（障害相談支援と連携）	随時

.....

大阪市障がい者就業・生活支援センター／北部地域センター

1. 目的

職業生活における自立を図るために、就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用・保健・福祉・教育等の関係機関と連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導・助言その他の支援を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的とする。

2. 支援体制

当センターの支援体制は、就業支援ワーカー3名で定着支援に重点を置いており、実際に職場に訪問し、企業と利用者「に出会う」ことを大切にしている。会社訪問の件数も、平成29年度は650件に上っている。制度的にも、平成30年4月1日より法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることも決まっている。このような現状を考えると、精神障害者に対する支援の充実を強化していく。

3. 就職者の余暇活動など

本人と出会う機会として、利用者同士の交流の場（SSE）を設けている。前年度までは、年2回のペースで交流会を開催していたが、29年度からは月一回のペースで開催している。「仕事をされている方が参加出来る会」として設けることで、仕事に定着（継続）する気持ちを持たせることが狙いである。また、利用者同士の繋がりを持つことで「支援者」からの支援だけではな

く、利用者同士の「支え合い」が相乗効果を生むと考えている。30年度も継続して実施して行く。

4. 具体的支援

・相談支援業務

新規相談は毎年増加傾向にあり、相談内容は「職探し」「日中の居場所探し」「定着相談」「生活支援」等多種多様今後、増えてくる精神障害者の方々の支援の充実が課題。

生活困窮者の自立促進事業についても、就業・生活支援センターが担う役割は大きい。

手帳の有無に捉われず、生きづらさを抱える方々の相談窓口としても機能していき

たい。

・定着支援業務

仕事に定着できるように定期的な訪問や面談をする。ただ、ワーカー数と就職者数の割合から考えると、優先順位をつけながら行っていき緊急時などは適宜支援する。例えば、作業面での困難ケースは職業センターと連携を取り、ジョブコーチ支援などを有効に活用していく。事業主に対して障害者の就職後の雇用管理に係る助言等を行い、登録者が安定して働ける環境を作っていく。

・各関係機関との連携強化

北部地域内の就労系事業所との連携は、

MA J T（大阪市北部地域就労支援事業所連絡会）中心に行っていく。

活動に関しては昨年同様、合同説明会と各区保健福祉センターでの家族説明会を軸に、新たに各区相談支援機関向けの説明会を開催していく。

・ハローワークとの連携強化

「就労系福祉サービス体験説明会」をハローワーク大阪東で定期的に行う。

各区（都島区、旭区、城東区、鶴見区）の自立支援協議会にも定期的に参加をし

て、各々地域資源の充実を図れるようにサポートしていく。

・北部運営会議

年2回開催して、各関係機関との連携を充実していく。

・その他

今福移行支援事業所と連携して、「杜のこうさてん」を利用しながら「パソコン基本操作」「ソーシャルスキルトレーニング（SST）」「面接練習」等を取り入れていく。

.....

地域生活サポート事業（下宿屋）

1. 共同生活援助事業（以下グループホームとする）の廃止

H27年にケアホームとグループホームの一元化により、グループホームとして運営をしてきた。しかしながらこの3年間はグループホームを運営する上での人員の配置やその為の人材確保、スプリンクラーの設置問題（想縁綾に設置した場合の概算約1,200万円）、赤字運営など様々な問題や課題を残しながらの運営であった。また、そうそうの杜の考える地域生活支援は、グループホームの制度外の支援が多く、現在のグループホームの制度では、到底私たちが考えている「その人らしさ」の地域生活支援は出来ない。そこでH30年3月31日を以て大阪市に共同生活援助事業の廃止届を提出し、受理された。

グループホームの事業収入は無くなるものの居宅介護で減収分を補い、より柔軟に支援を行える体制としてスタートさせる。

グループホームの廃止後の利用者の生活は住居等の変更もなく、今まで通り、法人が責任を持って支援をしていく。

2. 新事業「地域生活サポート事業（通称：下宿屋）」の立ち上げ

①地域生活サポート事業（通称：下宿屋）

そうそうの杜はグループホーム以外にも独自（名称：下宿屋）で地域生活を行う為に資源の確保や支援を行っている。グループホーム想縁綾も4月以降は下宿屋として運営していく。現在、地域生活をする利用者は約80名にも増え、今後も増えることが予想できる。

この下宿屋の取り組みを新たな事業「地域生活サポート事業（通称：下宿屋）」とし、この事業を法人の公益事業とし、新たに定款に組み込んでいく。（定款変更申請中）

地域生活サポート事業とは、地域生活を営む利用者が継続的に且つ安心して生活が

営めるように衣食住等を含む必要な支援を包括的に行う事業として運営していく。

障害のある人たちの地域生活が当たり前の時代になってきているが、この取り組みは国が地域生活を推奨する以前からそうそうの杜が独自で取り組んできた。どのような人でも地域生活を営むことが出来るよう、事業の確立と運営を行っていく。

②人員配置

ホームヘルプセンターとことこっこの所属の部署として、常勤職員を複数名配置する。

3. 年間行事

1月：初詣、お鍋

11月：地域旅行（場所未定）

12月：餅つき